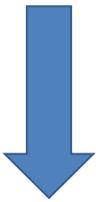


土地所有者の方へ

地籍調査を行う区域に土地をお持ちの方には、地籍調査を進めるために様々な手続きが必要となりますが、土地の正確な図面を作成する機会ですので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

1 土地所有者の方に協力をお願いする部分

- 1) 事業の説明 地籍調査の概要や該当する土地について、説明会や資料の郵送で所有者の方にご説明します。

- 2) 現地立会い 現地で境界の確認をお願いします。

 - ・指定した日時に境界を確認できないときは、日程の変更や代理人への委任などで対応します。
 - ・現地立会いにより、土地の分割や合併、地目や地番の変更などが必要な場合には、そのことの同意をお願いします。
- 3) 地図等の閲覧 作成した図面や土地の面積、地目、所有者等の確認をお願いします。

 - ・作成した地図等に疑問があるときは申出を行い、必要な場合は再度現地調査を行います。
- 4) 認証・送付 地図の閲覧後に国や県の認証を受けて法務局に成果が送付され、登記簿の記載の修正や地図（公図）の更新が行われます。

2 注意していただきたいこと

- 1) 相続手続きが完了していない土地について
 - 相続権のある方の全員に地籍調査の通知を行います。
 - 現地立会いや地図の閲覧を代表者が行う場合は、代表者を代理人とした委任行為が必要となります。
- 2) 委任状の提出について
 - 現地立会いや地図の閲覧などを代理人に委任するときは、委任状の提出が必要となります。
- 3) 経費の負担について
 - 土地の測量や地図作成の経費は米沢市が負担します。しかし、現地立会いや地図の閲覧等における交通費や日当はお支払できません。
- 4) 土地の境界が決まらないとき
 - 土地の境界が確定できないと「筆界未定」となり図面に境界線が表示できません。
 - 地籍調査完了後に境界線を図面に表示するときの費用は、自己負担となってしまいます。